

年金記録確認広島地方第三者委員会（第11回）議事要旨

1. 日 時 平成19年11月1日（木） 13：30から16：30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩委員長、伊藤委員長代理、畝田谷委員、大野委員、箕野委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、佐々木事務室長、田中事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、11月8日（木）13：30から開催されることとなった。

（ 文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認広島地方第三者委員会（第12回）議事要旨

1. 日 時 平成19年11月8日（木） 13：30から16：30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩委員長、伊藤委員長代理、畝田谷委員、大野委員、箕野委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、平山総務管理官、
佐々木事務室長、田中事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、11月15日（木）13：30から開催されることとなった。

（ 文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認広島地方第三者委員会（第13回）議事要旨

1. 日 時 平成19年11月15日（木） 13：30から16：30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩委員長、伊藤委員長代理、畝田谷委員、大野委員、箕野委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、平山総務管理官、
佐々木事務室長、田中事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）申立案件の審議
 - （3）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （3）次回は、11月22日（木）13：30から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認広島地方第三者委員会（第14回）議事要旨

1. 日 時 平成19年11月22日（木） 13:30から16:30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩委員長、伊藤委員長代理、畝田谷委員、箕野委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、佐々木事務室長、田中事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）あっせん案の審議
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 - （3）申立事案についての審議を行った。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、11月29日（木）14:00から開催されることとなった。

（ 文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認広島地方第三者委員会（第15回）議事要旨

1. 日 時 平成19年11月29日（木） 14:00から16:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
(委員会) 立岩委員長、伊藤委員長代理、畝田谷委員、大野委員、箕野委員
江口委員、高面委員、藤澤委員、三浦委員
(中国四国管区行政評価局) 吉田局長、佐々木事務室長、田中事務室次長ほか
4. 議 題
 - (1) 中国四国管区行政評価局長挨拶
 - (2) 委員長挨拶
 - (3) 運営規則等改正について
 - (4) 部会の設置について
 - (5) 年金記録確認申立書受付件数について
 - (6) 申立案件の審議
 - (7) その他
5. 会議経過
 - (1) 吉田局長から、以下の趣旨の挨拶が行われた。

第三者委員会の趣旨、発足の経緯については、本年6月に当時の安倍首相から指示があったところであり、国民の立場に立って、保険料をまじめに納付してきた方々の正当な権利を回復していくことが使命である。

当委員会で審議した件数は100件を超えており、あっせん案の決定を行ったものが8件、記録訂正不要を決定したものが3件である。しかし、申立件数は500件に迫り、当委員会への転送件数も200件を超えており、減少傾向にはない。

このような中で、4名の委員を新たに委嘱し、新体制が発足した。今後は、さらに迅速かつ、効率的に審議が行われるよう、事務局においても会議資料の作成等に万全を期したい。
 - (2) 立岩委員長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

7月12日に当委員会の第1回目の会合が開かれ、早いもので既に4か月が経過した。

この間、県内の社会保険事務所が受け付けた当委員会への申立件数は500件近くに達し、当委員会への転送件数も200件を超えて、今後も増加する見込みである。

今回、委員の増員を行い、部会方式の導入により審議の促進を図ることになった。本委員会の使命は、保険料を納付してきた方々の目線に立って、公平・公正な判断を行うことによって、一刻も早く国民の信頼を回復していくことにある。

当委員会の判断が、事実上の最終判断になるので、引き続き、国民の皆様の立場に立った公正な委員会の運営に努めてまいりたい。

(3) 委員会の運営規則等の改正について、事務局から説明され、了承された。また、部会の設置について、事務局から説明され、了承された。

(4) 「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。

(5) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。

なお、次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(6) 12月からは部会による開催となり、第一部会が12月6日(木)13:30から、第二部会が12月4日(火)13:30から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕